

岐阜県公報

号外(四) 平成二十六年十月一日

目次

規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課)

ページ

規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。
第二条に次の一項を加える。

3 前二項（前項第五号及び第六号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」といふ。）について準用する。

第五條第一項中「保護法」を「支援給付に係る保護法」に改め、同条第三項中「又は被支援者に対し」を「若しくは被支援者に対する」に、「を通知した」を「又は配偶者支援金の支給の決定に係る通知を行った」に、「支援給付決定内容通知書」を「支援給付（配偶者支援金支給）決定内容通知書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「保護法」を「支援給付又は配偶者支援金の支給に係る保護法」に改め、「書面は、」の下に「支援給付にあつては」を、「」の下に、「配偶者支援金の支給にあつては配偶者支援金支給廃止決定通知書（別記第十九号の様式）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 配偶者支援金の支給に係る保護法第二十四條第三項の書面は、配偶者支援金支給決定通知書（別記第十八号の様式）又は配偶者支援金支給申請却下通知書（別記第十八号の様式）によるものとする。

第六條中「別記第二十一号様式」を「支援給付にあつては別記第二十一号様式により、配偶者支援金の支給にあつては別記第二十一号の様式」に改める。

第九條の見出し中「の支給方法等」を「又は配偶者支援金の交付方法等」に改め、同条第一項中「求めて支給する」を「求める」に改め、同条ただし書中「については、」を「を」に、「の規定による」を「に規定する」に、「をすることができる」を「により交付する場合は、」の限りになしに改め、同条第二項中「支援給付費支給明細書」を「支援給付費交付明細書」に改め、同条第三項中「支援給付費支給明細書を送付するとともに、金銭及び現物を交付」を「支援給付費交付明細書を添付」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、配偶者支援金について準用する。この場合において、第一項中「被支援者又は」のあるのは「被給者又は」、 「支援給付決定通知書」とあるのは「配偶者支援金支給決定通知書」と、同項ただし書中「支援給付費を岐阜県会計規則」とあるのは「岐阜県会計規則」と、同項及び第二項中「被支援者等」とあるのは「被給者等」と、第一項及び第三項中「交付する」とあるのは「支給する」と、第二項中「交付せ」とあるのは「支給せ」と、「交付日」とあるのは「支給日」と、「別記第二十四号様式」とあるのは「別記第二十四号の様式」と、同項及び第三項中「支援給付費交付明細書」とあるのは「配偶者支援金支給明細書」と読み替えるものとする。第十六條中「支援給付」の下に「又は配偶者支援金の支給」を加える。

別記第一号様式に備考として次のように加える。
備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「支援給付を」とあるのは「配偶者支援金の支給を」と、「要支援者」及び「被支援者」とあるのは「受給者」とする。

別記第二号様式中
「被支援者番号」を「被支援者(受給者)番号」に改め、
「被支援家族」を「被支援家族(受給者)」に改める。

備考
「被支援者番号」を「被支援者(受給者)番号」に改め、
「被支援家族」を「被支援家族(受給者)」に改める。

改め、同様式に備考として次のように加える。
備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「支援給付台帳」とあるのは「配偶者支援金支給台帳」と、「配偶者」とあるのは「配偶者(受給者)」とする。
別記第三号様式に備考として次のように加える。
備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「支援給付決定調査」とあるのは「配偶者支援金支給決定調査」と、「被支援者番号」とあるのは「受給者番号」と、「支援給付決定日」とあるのは「配偶者支援金支給決定日」と、「扶助額」とあるのは「支給額」とする。
「被支援者番号」を「被支援者(受給者)番号」に改め、
「被支援者氏名」を「被支援(受給)氏名」に改める。

「 援 ） 名 」	「 支 援 給 付 」	合計	「 配 偶 者 支 援 金 」	合計	「 回 費 代 」

「
回
費
代
」

備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「支援給付金品支給台帳」とあるのは、「配偶者支援金支給台帳」とする。

「
回
費
代
」

備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「被支援者記録票」とあるのは、「受給者記録票」とする。

「 回 費 代 」	「 被 支 援 者 支 援 金 」	合計	「 回 費 代 」	合計	「 回 費 代 」

「
回
費
代
」

備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「被支援者番号索引簿」とあるのは、「受給者番号索引簿」とする。

「 回 費 代 」	「 被 支 援 者 支 援 金 」	合計	「 回 費 代 」	合計	「 回 費 代 」

「
回
費
代
」

備考 配偶者支援金の給付の場合は、この様式中「被支援者番号登録簿」とあるのは、「受給者番号登録簿」とする。

「
回
費
代
」

備考 配偶者支援金の支給の場合は、この様式中「支援給付申請書受理簿」とあるのは、「配偶者支援金申請書受理簿」とする。

「
回
費
代
」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」による支援給付申請書」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」による支援給付申請書」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」

「
回
費
代
」

(1) この決定に不服があるときは、この決定があつた
対し審査請求をすることができず（なお、決定
があつても、決定があつた日の翌日から起算して1
す。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する判決を経た場合に限り
の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告と
ります。）この決定の取消しの訴えを提起すること
日から起算して6か月以内であっても、判決があつ
しの訴えを提起することができなくなります。）。た
審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消し
日の翌日から起算して50日を経過しても判決がない
る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

き。

(3) 支援給付金を受け取るときにはこの通知書と印鑑

「(教示)

1 この決定に不服があるに
事に対し審査請求をす
以内であっても、決定
なりません。)

2 1の審査請求に対する

その審査請求に対する判決があったことを知った日
して(訴訟において県を代表する者は岐阜県知事とな
ができます(なお、判決があったことを知った日の翌
た日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消
だし、次の から までのいずれかに該当するときは、
の訴えを提起することができます。 審査請求をした
とき。 決定、決定の執行又は手続の続行により生ず
その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき
が必要ですから忘れないように持参してください。 」

(備考)

支援給付金を受け取る

るときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知
ることができません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日
があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく
る判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の
月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において県を代表する者は岐阜県知事とな
取消しの訴えを提起することができます(なお、判決があったことを知った日の
月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の
ることができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当する
する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

いことにつき正当な理由があるとき。

きにはこの通知書と印鑑が必要ですから、忘れないように持参してください。 」

る。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律等」

「(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日か

知事に対し審査請求をすることができません(なお、決定があったことを知った日

日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請

くありません。)

また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁

た日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において県を

事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁

た日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算

決定の取消しの訴えを提起することができます。)。ただし、次の から

当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。 決

続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他

き正当な理由があるとき。

「(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったこ
事に対し審査請求をすることができません(なお、決定
以内であっても、決定があった日の翌日から起算して
なりません。)

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その

翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として

ります。)、この決定の取消しの訴えを提起することが

翌日から起算して6か月以内であっても、判決があっ

取消しの訴えを提起することができません。)

決があったことを知っ

代表する者は岐阜県知

決があったことを知っ

して1年を経過すると

までのいずれかに該

することができません。
定、決定の執行又は手
続を経ないことにつ

ときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の
審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過
決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著
その他判決を経ないことにつき正当な理由がある

とを知った日の翌日から起算して60日以内に、知
がであったことを知った日の翌日から起算して60日
1年を経過すると審査請求をすることができなく

審査請求に対する判決があったことを知った日の
(訴訟において県を代表する者は岐阜県知事とな
できます(なお、判決があったことを知った日の
た日の翌日から起算して1年を経過すると決定の
ただし、次の から までのいずれかに該当する
取消しの訴えを提起することができます。
しても判決がないとき。
しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
とき。
県庁No.

同様の次に次の二様式を

1

第18号の2様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長 印

配偶者支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金の支給を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の支給開始時期 年 月

2 配偶者支援金の支給決定額

支給決定額
円

3 配偶者支援金の支給を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

配偶者支援金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから、忘れないように持参してください。

(注) この通知書は、変更の場合にも用いるものとする。

第18号の3様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局長 印

配偶者支援金支給申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないから却下します。

記

- 1 却下の理由

- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「^イ 支給給付 廃止 決定通知書」^ロ 「^イ 支給給付 廃止 決定通知書」^ハ 「^イ 支給給付 廃止 決定通知書」^ニ 「^イ 支給給付 廃止 決定通知書」^ヘ 「^イ 支給給付 廃止 決定通知書」^コ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」^セ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」^{（告示）}

知事に
日以内
くなり
また
た日の
事とな
た日の
決定の
当する
審査
統の統
正当な

者の自立の支援に関する法律等」^イ 「通知する」^ロ 「通知します」^ハ 「通知します」^ニ 「通知します」^ヘ 「通知します」^コ 「通知します」^セ 「通知します」^{（告示）}

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができず。）。

この審査請求に対する判決を経た場合に限る。その審査請求に対する判決があつた日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において県を第表する者は、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があつた日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。））。ただし、次の場合を除く。

（一）この決定の取消しの訴えを提起することによって、原告の利益が著しく損なわれるおそれがあるとき。

（二）この決定の取消しの訴えを提起することによって、原告の利益が著しく損なわれるおそれがあるとき。

「（告示）」

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができず。）。

2 この決定の取消しの訴えを提起することによって、原告の利益が著しく損なわれるおそれがあるとき。

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができず。）。

この審査請求に対する判決を経た場合に限る。その審査請求に対する判決があつた日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において県を第表する者は、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があつた日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。））。ただし、次の場合を除く。

（一）この決定の取消しの訴えを提起することによって、原告の利益が著しく損なわれるおそれがあるとき。

（二）この決定の取消しの訴えを提起することによって、原告の利益が著しく損なわれるおそれがあるとき。

第19号の2様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長 印

配偶者支援金支給廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金の支給を下記のとおり廃止したから通知します。

記

1 廃止する時期

2 理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「被支援者 (受給者)」

「支援給付決定内容通知書」及び「支援給付 (配偶者支援金支給) 決定内容通知書」並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」並びに「支援給付を」及び「支援給付 (配偶者支援金の支給) を」並びに「4 決定年月日」

5 被支援人員 名 及び 4 決定年月日

年	月	日	被支援人員	名
		5	受	

「医療支援給付 (居室、入所)」及び「医療・介護支援給付 (居室、入所)」

「支援給付」及び「支援給付」並びに「支援給付」及び「配偶者支援金」並びに「」

「医療券による請求額」及び「医療券・介護券による請求額」並びに「医療費」及び「医療・介護費」並びに「」

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」並びに「」

第21号の2様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条第1項の規定による調査について (依頼)

次の者について、配偶者支援金の支給決定又は支給のために必要がありますので、生活保護法第29条第1項の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料は、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

回答期限年月日 年 月 日

調査対象者 住 所
 前 住 所
 前々住所

氏 名 カナ 性別 生年月日

調査事項

(参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第15条 略

2 略

3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

第14条 略

2及び3 略

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2) 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(2) 略

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(参考3) 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

「^㉑」^㉒「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び
 永住帰国後の自立の支援に関する法律等」^㉓「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」^㉔

「 (参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14
 条

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、
 生活保護法の規定の例による。

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、そ
 の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用す
 ることを要件として行われる。

- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、
 すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合
 のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせること
 ができる。

「 (参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
 自立の支援に関する法律
 第14条 略

2及び3 略

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護
 する。

(参考2) 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あ
 の最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの
 優先して行われるものとする。

(参考3) 民法

- 第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三

においても扶養の義務を負わせることができる。
 及び特定配偶者の

法の規定の例によ

らゆるものを、そ

法律による保護に

親等内の親族間に

「^㉑」^㉒「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
 立の支援に関する法律等」^㉓「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等」^㉔「中国残留邦人等の
 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に」^㉕「中国残留邦人等の
 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關
 する法律に」^㉖「 (参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
 立の支援に関する法律」^㉗「 (参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」^㉘

「^㉑」^㉒「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
 立の支援に関する法律第14条第4項の規定」^㉓「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第4
 項」^㉔「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
 律」^㉕「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
 特定配偶者の自立の支援に関する法律」^㉖「 (参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰
 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」^㉗「 (参考1) 中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に定める。

配偶者 氏名

地 区 (町 村)

月分

支援給付費支給明細書

(金

円也

外

名渡)

也

地 区 (町 村)

月分 支援給付費

交付

明細書

(金

円也

外

名渡)

也

支援給付

合 計

也 「 配偶者支援金

合 計

也 「 使用の際、規格は、日本

標準規格 A 4 とし、氏名欄は 20 欄設けること。 」 備考 使用の際、規格は日本工業規格 A 4 とし、氏名欄は 20 欄設けること。 」 備考 同様の次に次の一様式を加える。

第24号の2様式 (第9条関係)

地区	月分	配偶者支援金支給明細書 (金	円也	外	名渡)
受給者番号	配偶者支援金	支給月日	受領印	摘 要	
	円	月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			
		月 日			

備考 使用の際、規格は日本工業規格 A 4 とし、氏名欄は 20 欄設けること。

岐阜県二十五号警察及び岐阜県二十六号警察中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改める。
 岐阜県二十八号警察中「支援給付の支給」を「支援給付」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」及び「もつて」を「もつて」及び「よつて」を「よつて」及び「あつては」を「あつては」及び「あつた」を「あつた」と改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

平成二十六年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社